

# 生徒指導（生活指導）より

## 入学までにお願ひしたいこと

相手の目を見て、自分からあいさつができるようになっておきましょう。

## こんな時どうする？

### 体調が悪くて欠席する・体育を見学する・・・

欠席連絡用メール配信サービス「ミマモルメ」の利用や、登校班の子へ連絡帳の手渡しなどで、必ず学校まで連絡をお願いします。

### 登校後、忘れ物に気づいても・・・

保護者が学校に届けることは控えましょう。失敗から子供は学びます。たいがいのことは学校で何とかなるものです。

### 参観懇談、学校行事での参観マナー・・・

名札を携行しましょう。また静かに参観し、校内でのスマホ・携帯電話の使用は控えてください。サングラスははずしましょう。ガムやあめ等を食べながらの参観は控えてください。スマホやカメラでの子供の撮影、子供の作品の撮影はやめましょう。

### 友達とトラブルがあったら・・・

連絡帳や手紙（子供に内容を触れさせたくない場合）で担任の先生、もしくは学年の先生に伝えましょう。担任の先生からのお返事は、短い文になることが多いです。小学校でのトラブル対応は校長先生ではなく、担任や学年、生徒指導担当が行ないます。

### ちなみに、トラブル解決の基本として・・・

担任らが双方から事実の確認を丁寧にすすめます。その後、当人同士で謝罪の場をもちます。家庭に連絡をとり、場合によっては保護者間での謝罪と情報の共有をお願いすることがあります。親が謝る姿を子に見せることも、育ちの中で必要なケースがあります。

（保護者間のSNS・LINEでの発言は慎重にしましょう。）

### 子供が下校時刻を過ぎたのに学校から子供が帰ってこない・・・

学校にまず一報を入れましょう。学校からその後の対応法についてお伝えします。自宅近隣を探す場合、必ずどなたかが家にいるようにしてください。

### 子供が学校に行きたがらない・子供が暴力をふるう等・・・

学校にはいろんな専門職員がいます。相談予約の窓口は教頭が行ないます。

### スクールカウンセラー（SC）・・・

心の専門家です。子供のみ・保護者のみ・親子での面談ができます。事前予約制で1回1時間の面談を基本としています。

### スクールソーシャルワーカー（SSW）・・・

子供についての家庭での困りごと、親子間の関係改善や福祉行政との連携役を担います。

## 知っておいていただきたいこと

「いじめ」・・・学校の対応方針（いじめ防止基本方針）は学校HP上に掲載しています。

いじめ防止対策推進法より いじめとは（いじめの定義）

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、基準を「他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」により「対象生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

法律上、「いじめられている側がいじめだと感じたら、それはいじめである」となります。我々、親世代が子供の時の「いじめ」とは解釈が異なります。いじめとしてとらえることのハードルが下がっています。しかし、「人を傷つけることはいけないこと」と指導することに、何ら変わりはありません。

## 携帯電話の使用について・・・

文部科学省 令和2年通知より

「携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。」

本校では「学校への児童のスマホ・携帯電話の持込みについて原則禁止」としています。諸事情によりスマホ・携帯電話を持ち込む場合は「校内では電源を切り、カバンから出さない、さわらない」ことを親子で確認の上、事情等を担任までお伝えください。

学校への持込み禁止や使用禁止を行うことだけでは、昨今の問題の解決にならないことから、他人への影響を考えて行動することなど情報モラルについても情報教育の時間等で学習しています。ご家庭でもスマホ・携帯電話のみならず、インターネットの使用法について話し合っただけであれば幸いです。

## 虐待の通告義務について・・・

虐待と疑われる怪我、特に首から上のアザや傷について学校が発見した場合、学校は行政に通告する義務があります。（児童福祉法第25条より）